

## パブリックコメントによる候補物質又は案件の意見提出状況

募集期間：2019年5月31日～2019年7月1日

募集方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載による募集

【案件番号 495190069】

提出件数：9件

候補物質又は案件	理由	候補物質又は案件の情報等
毒物劇物取締法の規制対象になっている毒物劇物	例えば苛性ソーダなど、労働安全衛生規制になっていないものがあるが、調査が必要ではないか。	NaOH（水酸化ナトリウム；苛性ソーダ）については、労働安全衛生法上のラベル・SDS 交付義務対象物質となっている。その他、毒物、劇物等に指定されている物質の全てがラベル・SDS の交付義務対象物質となっているわけではない。
洗濯洗剤、香料、食品添加物等	化学物質過敏症、「香害」等の健康被害に留意が必要。	主として一般消費者の生活の用に供するための製品は、ラベル・SDS 制度を含め、労働安全衛生法上の規制の対象としていない。